相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市東滑川町二丁目三三三九番地、最後の住所茨城県日立市東滑川町二丁目一七番二〇号　被相続人　亡　髙橋　敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市上須戸九三〇番地、最後の住所埼玉県熊谷市上須戸一四八六番地一一号　被相続人　亡　鈴木喜久司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市今津朝山七四七番地、最後の住所千葉県市原市今津朝山七四七番地

被相続人　亡　奥山　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市沼一五六五番地、最後の住所千葉県館山市沼一五六五番地

被相続人　亡　津田　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一　依田ビル二階　関川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越五丁目二番、最後の住所東京都品川区戸越五丁目二番一六号

被相続人　亡　牛木　ヱミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号東栄八重洲ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区関町北一丁目甲一一六番地、最後の住所東京都練馬区関町北一丁目一六番三号　被相続人　亡　八木澤静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬三丁目五三番地、最後の住所東京都世田谷区下馬三丁目二〇番三号神田方　被相続人　亡　神田　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井六丁目一四六二番地、最後の住所東京都江戸川区平井四丁目一番一四号　被相続人　亡　齋藤　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九KSKアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区京橋二丁目三番地五、最後の住所神奈川県大和市南林間七丁目一六番三号　被相続人　亡　長谷川景子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ四階Ａ二

相続財産管理人　弁護士　櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区清水ケ丘一六八番地、最後の住所横浜市南区清水ケ丘一六四番地　被相続人　亡　瀬川　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル七階

相続財産管理人　弁護士　畔柳　秀勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡川邊村大字上田原一五九七番地、最後の住所長野県上田市大字上田原一五九七番地　被相続人　亡　倉升　米吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

長野県上田市上田原八〇五番地

相続財産管理人　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市福田中島一八七番地三、最後の住所静岡県磐田市福田中島一八七番地三

被相続人　亡　伊藤　元久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第53回及び第56回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第53回及び第56回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十八年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十八年十月十二日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人